○　社会環境分野

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H31・4・18　第144回総会；中野市)			
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）		分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	環境省	
	■ 県	担当部局	環境部	
	□ その他	名　　称		

件名	**24　大規模太陽光発電事業に対する法律強化や県条例の制定について**
提案市	伊那市
提案要旨	１MW以上の大規模な太陽光発電施設の設置は、広範囲において災害や生活環境、自然環境に大きな影響をおよぼすことから、設置の規制とともに住民合意に向けた事業者の責務について定めた法律や県条例の制定を要望する。
提案理由	大規模な太陽光発電施設の設置は、土砂災害、火災など災害面や、光害、騒音、景観など生活環境、自然環境など様々な面で影響が大きくなり、広範囲に及ぶ住民との協議や調整が必要となる。また、財産権等の基本的権利に関わる内容であり、市町村条例で規制することは困難であることから、法律や県条例での発電事業に対する設置規制や住民との合意形成など事業要件の整備を要望する。
現況及び課題等	当市では、地元住民との相互理解と周辺環境や災害・景観への配慮を求めた「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」により、小規模な太陽光発電事業については、設置事業者と地域との合意形成が図られ事業が実施されている。 しかし、山林や中山間地域の荒廃地に計画された大規模な太陽光発電事業については、周辺住民から災害の発生や環境破壊、太陽光発電事業の運営方法や事業終了後の対応などに対する不安が大きく、市による調整では地域との合意形成が進まず中断している状況である。 大規模な太陽光発電における設置の規制や住民合意を条件とするには、財産権の問題や上位法との関係もあることから、法律や県条例に基づく指導が不可欠である。
関係法令	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 都市計画法・自然公園法・森林法・農地法・景観法等、土地利用規制法令 長野県自然環境保全条例、景観条例　等